○退職手当支給予定額に係る勤続期間が十年以上の職員の調整額の算定の基準（総務省告示第二百四十五号）新旧対照表

（傍線は改正部分）

改正案	現行
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第一号ロに規定する総務大臣の定める基準は、次の各号のいずれかの額とする。	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第一号ロに規定する総務大臣の定める基準は、次の各号のいずれかの額とする。
一　次に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ次に定める額の合計額とする。ただし、調整月額の乗ずる数値について、当該年度前三箇年度における当該地方公共団体の退職手当における調整月額の支給実績に基づき、必要な補正を行うことができる。	一　次に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ次に定める額の合計額とする。ただし、調整月額の乗ずる数値について、当該年度前三箇年度における当該地方公共団体の退職手当における調整月額の支給実績に基づき、必要な補正を行うことができる。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　勤続期間が十年以上二十五年未満の職員　当該年度の前年度の末日における職員区分の調整月額に五十を乗じて得た額と、当該職員区分の次に調整月額が少ない職員区分の調整月額に十を乗じて得た額との合算額に二分の一を乗じて得た額	ロ　勤続期間が十年以上二十五年未満の職員（当該年度の前年度の末日において職員区分が調整月額が最も少ない職員区分に属する職員を除く。）　当該年度の前年度の末日における職員区分の調整月額に五十を乗じて得た額と、当該職員区分の次に調整月額が少ない職員区分の調整月額に十を乗じて得た額との合算額に二分の一を乗じて得た額
二　（略）	二　（略）